

外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務仕様書

1 委託業務名

外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務

2 業務の目的

食品廃棄物の再資源化を促進するため、食品廃棄物の再資源化に意欲のある外食産業の店舗を選定し、当該店舗における再資源化による各種のコストの増減及びCO₂削減効果等を試算・分析し、当該店舗にとって実践可能と考えられる再資源化の具体的な方法を提案するとともに、当該店舗が提案に基づいて再資源化の実証試験を行う場合の実施計画を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

4 委託業務の内容

本業務の内容は、次の（１）から（４）の業務とする。

（１）事業実施の対象となる外食産業店舗の選定

公表されている資料やデータを活用し、秋田県内の外食産業の店舗の中から、業態（例：レストラン、麺類提供店、焼肉店、すし店、居酒屋等）、店舗数等を勘案したうえで、食品廃棄物再資源化の実証試験に取り組む意欲のある店舗（現状は食品廃棄物を焼却処理している店舗に限る。）を2店舗以上選定し、当該店舗（以下「対象店舗」という。）から当該実証試験参加の承諾を得ること。

なお、対象店舗の選定に当たっては、選定理由を明確にまとめ、協力を依頼する前に委託者の了解を得ること。

（２）ヒアリング及び組成調査の実施

上記（１）で選定した対象店舗に対して、当該店舗にとって実践可能と考えられる再資源化の方法の提案を行うため、当該店舗の食品廃棄物の現状についてヒアリングを行うほか、当該店舗から排出された食品廃棄物の組成調査を実施すること。

なお、ヒアリング内容については、その項目について事前に委託者と協議しその了解を得るものとし、食品廃棄物の組成調査については、環境省作成の「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」に準じて実施すること。

（３）再資源化処理事業者等に係る調査

秋田県内における食品廃棄物の再資源化処理事業者の状況を調査し、対象店舗の食品廃棄物の再資源化処理が可能と考えられる処理事業者を選定する。

選定した処理事業者にヒアリング等を行い、実際に対象店舗の食品廃棄物の処理受入が可能か、その実現性と課題を検討する。

（４）再資源化処理方法の提案及び実証試験実施計画の作成

上記（１）から（３）の過程を踏まえて、対象店舗において実践可能と考えられる食品廃棄物の再資源化処理方法の提案を行うとともに、当該提案に基づいて対象店舗が食品廃棄物の再資源化の実証試験を行う場合の実施計画を作成する。

なお、提案に当たっては、食品廃棄物の処理方法を再資源化に変更することに伴う各種のコスト

及びCO₂削減効果の試算と分析（シミュレーション）を必ず行うこと。

5 業務実施に当たっての留意事項

（１）実施計画書の作成及び提出

受託者は、本業務の実施にあたり、あらかじめ実施計画書を作成し、委託者に提出すること。

（２）委託者との打合せ

受託者は、業務遂行上、重要な判断をするに当たっては、あらかじめ委託者と打合せして対応方針を決定すること。なお、打ち合わせした際は、打合せ記録を作成し、委託者の確認を受けること。

（３）進捗状況の報告

受託者は、業務の進捗状況について定期的に委託者に報告すること。ただし、業務実施上、問題が生じたときは、遅滞なく報告すること。

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ① 業務報告書 2部（紙媒体）
- ② ①の概要資料（※1） 2部（紙媒体） ※1：A4版5枚程度のものとする。
- ③ 作成した業務報告書及び資料の電子データ 1式

7 契約に関する条件等

（１）契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含む。

（２）委託料の支払い

委託料の支払いは、本業務完了後となる。

（３）再委託等について

受託者は、本業務のすべて又は主たる部分を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は、次の事項についてあらかじめ委託者の承認を得なければならない。

- ① 再委託の相手方の名称及び住所
- ② 再委託を行う業務の内容及びその範囲
- ③ 再委託を行う必要性
- ④ 再委託の契約金額

（４）契約の履行に関する措置

① 委託者は、本業務（再委託したものを含む。以下同じ。）の履行について著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求することができる。

② 受託者は、①の要求があったときは、その結果を要求のあった日から10日以内に、委託者に書面で提出しなければならない。

（５）機密の保持

① 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への漏

えい又は開示をしてはならない。

- ② 受託者の責任に起因する情報の漏洩等により損害が発生した場合は、受託者はその損害を賠償しなければならない。
- ③ 上記①及び②については、契約期間終了後においても同様とする。
- ④ 受託者は、委託業務の実施に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 成果品に関する権利

本業務により作成される成果品に関する一切の権利は、全て秋田県に帰属するものとする。

8 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守しなければならない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知

しなければならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

（1）再委託を行う業務の内容

（2）再委託で取り扱う個人情報

（3）再委託の期間

（4）再委託が必要な理由

（5）再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）

（6）再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

（7）再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容

（8）再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

（取得の制限）

第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(個人情報の安全管理)

第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報とは、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
 - 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
 - 6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

- 第14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

- 3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
- 4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注 「甲」は知事を、「乙」はこの契約による業務の受託者をいう。